

各私立幼稚園設置者 様

葛飾区子育て支援部
育成課長 横山 雄司
(公印省略)

子ども・子育て支援新制度施行に伴う支給認定申請の実施について (依頼)

日頃から本区の私立学校行政に多大なるご協力をいただき、ありがとうございます。

既にご承知のとおり、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まります。

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「支給認定制度」が導入されることになり、新制度に移行する幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する児童は、支給認定（1号認定）を受ける必要があります。つきましては、下記のとおり、各幼稚園経由で支給認定申請を実施させていただきたく、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 送付内容

- (1) 支給認定（1号認定）申請書
- (2) 支給認定（1号認定）申請書（記入例）
- (3) 「支給認定（1号認定）申請」のお知らせ

※（1）、（2）及び（3）は、平成 26 年 5 月 1 日時点の私立幼稚園保護者補助金申請件数を参考に、各園の在園児（5歳児を除く）相当の部数を送付しております。

- (4) 件数確認表

2 対象者

以下の2つの条件を満たす方

- (1) 葛飾区に住民登録をしている児童
- (2) 幼稚園（子ども・子育て支援新制度に入る幼稚園）、認定こども園（教育部分）に利用申込みをしている児童（5歳児（年長）を除く）

※すでに利用している児童（在園児）も、申請が必要です。

※兄弟姉妹がいる場合は、児童1人につき1枚の申請書が必要です。

※保育園、認定こども園（保育部分）との併願者は、支給認定（2号認定）を受けていただくことになるため、本申請の対象にはなりません。

3 実施方法

- (1) 各園における事務

スケジュール（予定）をご確認後、以下の点にご留意いただき、支給認定申請書（以下、申請書）を配付及びとりまとめの上、区にご提出ください。

- ① 記入漏れ、押印漏れがないかをご確認ください。（申請書は裏面も記載部分があります。）
- ② 兄弟姉妹がいる場合は、児童1人につき1枚の申請書が提出されているかをご確認ください。

- ③ 満3歳児（2歳児含む）と3歳児（進級児がない場合）の申請書は、各年齢別にし、五十音順に並べてください。その後、申請書の右上に、以下の方法でコード番号（幼稚園・年齢・園児コード）を記入してください。（現在、私立幼稚園保護者補助金申請書時に、補助金申請書に記入している園児コードと同じ記入の仕方です。）

3歳児（進級児がいる場合）と4歳児の申請書は、在園児分の申請書を先に各年齢別にし、五十音順に並べてください。その後、新入園児分の申請書を進級児の後に、各年齢別に、五十音順に並べてください。最後に、申請書の右上に、コード番号（幼稚園・年齢・園児コード）を記入してください。

～コード番号について～

幼稚園（3ケタ）・・・区から通知したコード（不明の場合はご連絡ください。）

年齢（1ケタ）・・・平成27年4月2日現在の満年齢（満3歳児は2と記入）

園児（3ケタ）・・・年齢ごとに五十音順に連続して付番

※満3歳児の場合は、2歳児の1番からとし、3歳児とは別にしてください。

<例>満3歳児（年齢区分は2） 1番から付番（2歳児もここに含める。）

3歳児【3歳進級児がないとき】 1番から五十音順に付番

3歳児【3歳進級児の最終が5番のとき】 6番から付番

4歳児【4歳進級児の最終が21番のとき】 22番から付番

※2歳児は、満3歳になるまで支給認定対象にはなりません、満3歳になった後、区で随時支給認定を行っていきます。そのため、新入園時に申請書を提出してもらってください。

- ④ 申請書の件数を確認後、件数確認表を記入してください。（申請漏れの方がいないか、再度確認してください。）その後、件数表と合わせて申請書一式をご提出ください。

(2) スケジュール（予定）

時期	新入園児	在園児
平成26年10月15日（水）～	<u>申請書配付（園→保護者）</u> ※入園願書と合わせて、 <u>申請書、申請書記入例、お知らせ</u> を配付してください。	<u>申請書配付（園→保護者）</u> ※保護者会、または家庭向けのお便り等の配付時に合わせて、 <u>申請書、申請書記入例、お知らせ</u> を配付してください。
11月1日（土）～	<u>申請書提出（保護者→園）</u> ※保護者の方から、 <u>入園願書と合わせて申請書</u> を提出してもらってください。 <u>「（1）各園における事務」をご参考いただき、申請書の内容確認後、とりまとめてください。</u>	<u>申請書提出（保護者→園）</u> ※保護者の方から、 <u>随時申請書</u> を提出してもらってください。 <u>「（1）各園における事務」をご参考いただき、申請書の内容確認後、とりまとめてください。</u>
11月10日（月）	<u>申請書提出（園→区）</u>	<u>申請書提出（園→区）</u>
11月11日（火）～ 平成27年1月頃	支給認定事務（区）	支給認定事務（区）
平成27年2月頃	<u>支給認定証交付</u> （区→園→保護者）	<u>支給認定証交付</u> （区→園→保護者）
平成27年3月頃	利用者負担通知書交付 （区→園→保護者）	利用者負担通知書交付 （区→園→保護者）

4 提出期限

平成26年11月10日(月) 必着

5 提出及びお問い合わせ先

葛飾区子育て支援部育成課管理係 担当 浅沼・一戸

電話 03-3695-1111 (代表) 2405 (内線)

03-5654-8266 (直通)



平成 年 月 日

施設 記入 欄	幼稚園	年齢	園児コード

支給認定（1号認定）申請書

葛飾区長 殿

保護者氏名

印

私は、幼稚園又は認定こども園（教育部分）の利用申込みをしているため（利用申込み予定であるため）、子ども・子育て支援法第20条第1項に基づき、次のとおり、施設利用及び施設型給付費に係る支給認定（1号認定）を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	ふりがな 氏 名		生年月日	性別	備考	
			平成 年 月 日生	男・女		
保護者	ふりがな 氏 名		子ども との 続柄	生年月日	性別	備考 ※保護者が、児童養護施設の施設長(または里親)の場合は、名称を記入してください。
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
現住所・電話	(住所) 〒 - 葛飾区 (自宅電話) (携帯電話)					
平成26年1月1日 の住所 現住所と異なる場合のみ記載	(住所) 〒 - <small>平成26年1月1日現在、他の区市町村にお住まいの方は、裏面に記載している（ア）～（ウ）のいずれかを提出してください。 平成26年度私立幼稚園保護者補助金用に、（ア）～（ウ）のいずれかを既に育成課に提出している場合は、再提出は不要です。</small>					

世帯の状況（申請に係る小学校就学前の子ども及び保護者を除く）

※小学校6年生までの兄・姉がいる場合は忘れずに記入してください。

区分	ふりがな 氏 名		子ども との 続柄	生年月日	性別	備考 ※小学校6年生まで児童については、 在園名、学校名を記入してください。
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
家族 状況				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	

※家族状況欄が足りないときは、こちらに記入してください。

↓ 裏面もご記入ください。

生活保護の適用の有無		適用無し ・ 適用有り（平成 年 月 日保護開始） ※「適用有り」の方は、生活保護受給証明書の写しを添付してください。
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。	
新入園児の方 記入	入園の申込みを している施設名	施設名（幼稚園名、認定こども園名）
在園児の方 記入	入園している 施設名	施設名（幼稚園名、認定こども園名）

●以下の項目をよくお読みいただき、同意欄の口にチェックを入れてください。

①	『支給認定（1号認定）申請』のお知らせを必ずお読みいただき、内容についてご確認ください。 平成27年4月の利用に向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要することから、審査結果は平成27年2月頃にお知らせする予定です。	同意 します
②	支給認定申請書は返却できません。写しが必要な場合は、提出前にご自身でコピーしてください。	同意 します
③	支給認定、保育料の決定にあたって、申請者及び世帯の住民票記載事項及び特別区民税・都民税の確認については、個人情報保護管理責任者（子育て支援部育成課長及び子育て支援部子育て支援課長）が地域振興部戸籍住民課の保管している住民基本台帳及び総務部税務課長の保管している課税台帳により行います。（同意されない場合は、上記世帯全員の住民票の写し、または特別区民税・都民税の税額通知書の写し等をご自身で提出してください。）	同意 します

以下に該当する方は、必要書類を添付してください。

●平成26年1月1日現在、他の区市町村にお住まいの方は、（ア）～（ウ）のいずれかを合わせて提出してください。

- （ア）平成26年度 区市町村民税の納税通知書（コピー）
- （イ）平成26年度 特別徴収税額通知書（コピー）
- （ウ）平成26年度 課税証明書または非課税証明書（原本）

※平成26年度私立幼稚園保護者補助金用に、（ア）～（ウ）のいずれかを育成課に既に提出している場合は、再提出は不要です。

●生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書（コピー）を合わせて提出してください。

記入漏れがないか、再度ご確認ください。

保育園、認定こども園（保育部分）を希望する場合は、「2号認定」を受けてください。また、**幼稚園と保育園を併願する場合も、「2号認定」を受けてください。**（本申請書の提出は必要ありません。）「2号認定」の支給認定申請書兼保育施設利用申込書は、葛飾区子育て支援課（区役所4階）、区民事務所・区民サービスコーナー等で10月下旬から配付いたします。
なお、「2号認定」が受けられなかった場合には、「支給認定（1号認定）申請書」を提出していただく場合があります。



平成 年 月 日

施設 記入 欄	幼稚園	年齢	園児コード

支給認定（1号認定）申請書

葛飾区長 殿

保護者氏名

印

私は、幼稚園又は認定こども園（教育部分）の利用申込みをしているため（利用申込み予定であるため）、子ども・子育て支援法第20条第1項に基づき、次のとおり、施設利用及び施設型給付費に係る支給認定（1号認定）を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	ふりがな 氏 名		生年月日	性別	備考	
			平成 年 月 日生	男・女		
保護者	ふりがな 氏 名		子ども との 続柄	生年月日	性別	備考 ※保護者が、児童養護施設の施設長(または里親)の場合は、名称を記入してください。
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
現住所・電話	(住所) 〒 - 葛飾区 (自宅電話) (携帯電話)					
平成26年1月1日 の住所 現住所と異なる場合のみ記載	(住所) 〒 - <small>平成26年1月1日現在、他の区市町村にお住まいの方は、裏面に記載している（ア）～（ウ）のいずれかを提出してください。 平成26年度私立幼稚園保護者補助金用に、（ア）～（ウ）のいずれかを既に育成課に提出している場合は、再提出は不要です。</small>					

世帯の状況（申請に係る小学校就学前の子ども及び保護者を除く）

※小学校6年生までの兄・姉がいる場合は忘れずに記入してください。

区分	ふりがな 氏 名		子ども との 続柄	生年月日	性別	備考 ※小学校6年生まで児童については、 在園名、学校名を記入してください。
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
家族 状況				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	
				大正 昭和 平成 年 月 日生	男・女	

※家族状況欄が足りないときは、こちらに記入してください。

↓ 裏面もご記入ください。

生活保護の適用の有無		適用無し ・ 適用有り（平成 年 月 日保護開始） ※「適用有り」の方は、生活保護受給証明書の写しを添付してください。
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。	
新入園児の方 記入	入園の申込みを している施設名	施設名（幼稚園名、認定こども園名）
在園児の方 記入	入園している 施設名	施設名（幼稚園名、認定こども園名）

●以下の項目をよくお読みいただき、同意欄の口にチェックを入れてください。

①	『支給認定（1号認定）申請』のお知らせを必ずお読みいただき、内容についてご確認ください。 平成27年4月の利用に向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要することから、審査結果は平成27年2月頃にお知らせする予定です。	同意 します
②	支給認定申請書は返却できません。写しが必要な場合は、提出前にご自身でコピーしてください。	同意 します
③	支給認定、保育料の決定にあたって、申請者及び世帯の住民票記載事項及び特別区民税・都民税の確認については、個人情報保護管理責任者（子育て支援部育成課長及び子育て支援部子育て支援課長）が地域振興部戸籍住民課の保管している住民基本台帳及び総務部税務課長の保管している課税台帳により行います。（同意されない場合は、上記世帯全員の住民票の写し、または特別区民税・都民税の税額通知書の写し等をご自身で提出してください。）	同意 します

以下に該当する方は、必要書類を添付してください。

●平成26年1月1日現在、他の区市町村にお住まいの方は、（ア）～（ウ）のいずれかを合わせて提出してください。

- （ア）平成26年度 区市町村民税の納税通知書（コピー）
- （イ）平成26年度 特別徴収税額通知書（コピー）
- （ウ）平成26年度 課税証明書または非課税証明書（原本）

※平成26年度私立幼稚園保護者補助金用に、（ア）～（ウ）のいずれかを育成課に既に提出している場合は、再提出は不要です。

●生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書（コピー）を合わせて提出してください。

記入漏れがないか、再度ご確認ください。

保育園、認定こども園（保育部分）を希望する場合は、「2号認定」を受けてください。また、**幼稚園と保育園を併願する場合も、「2号認定」を受けてください。**（本申請書の提出は必要ありません。）「2号認定」の支給認定申請書兼保育施設利用申込書は、葛飾区子育て支援課（区役所4階）、区民事務所・区民サービスコーナー等で10月下旬から配付いたします。
なお、「2号認定」が受けられなかった場合には、「支給認定（1号認定）申請書」を提出していただく場合があります。



『支給認定（1号認定）申請』のお知らせ

～子ども・子育て支援新制度～

1. 『支給認定申請』の目的

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「支給認定制度」が導入されました。幼稚園や保育所、認定こども園などの利用を希望される方は、「支給認定」を受ける必要があります。

2. 『支給認定（1号認定）申請』の対象者

以下の2つの条件を満たす方

- (1) 葛飾区に住民登録をしている児童
- (2) 幼稚園（子ども・子育て支援新制度に入る幼稚園）、認定こども園（教育部分）に利用申込みをしている児童（5歳児（年長）を除く）

※すでに利用している児童（在園児）も、申請が必要です。

※兄弟姉妹がいる場合は、児童1人につき1枚の申請書を提出してください。

※保育園、認定こども園（保育部分）との併願者は、支給認定（2号認定）を受けていただくことになるため、本申請の対象にはなりません。2号認定の申請書兼保育施設利用申込書は、10月下旬から葛飾区子育て支援課（区役所4階）、区民事務所・区民サービスコーナー等で配付いたします。

3. 手続きの流れ

- 手順①：利用申込みをしている（利用申込予定である）園から「支給認定（1号認定）申請書」（以下、申請書）を受取り、必要事項を記入の上、押印してください。
- 手順②：園に、申請書をご提出ください。
※課税証明書等の添付書類がある場合は、合わせてご提出ください。
- 手順③：園が、手順②の申請書を取りまとめて区に提出します。
- 手順④：園から提出された申請書を区が確認し、支給認定を行います。
- 手順⑤：区が、園経由で保護者の方に支給認定証を交付します。
- 手順⑥：区が、支給認定をもとに利用者負担額を決定した後、園経由で保護者の方に利用者負担通知書を交付します。

↓裏面もご確認ください。



4. スケジュール（予定）

平成 26 年 10 月 15 日～	支給認定申請書配付開始（手順①） ※新入園の方は、入園願書に添付されています。
11 月 1 日～	支給認定申請書提出（手順②） ※新入園の方は、入園願書と合わせて提出してください。
11 月中旬～平成 27 年 1 月	支給認定作業（手順③、手順④）
2 月	支給認定証交付（手順⑤）
3 月	利用者負担額通知書交付（手順⑥）

5. その他

平成 27 年 4 月の利用に向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要することから、審査結果は平成 27 年 2 月頃にお知らせする予定です。

6. お問い合わせ

葛飾区子育て支援部育成課管理係

TEL：03-5654-8266（直通）

03-3695-1111（代表） 2405（内線）

支給認定（1号認定）申請書 件数確認表

(幼稚園コード)

幼稚園			
-----	--	--	--

※確認表に記入の上、支給認定申請書と一緒に11月10日(月)までに提出してください。

●配付確認表（区から配付）

対象者	配付書類	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在園児（5歳児除く） 及び 平成27年度新入園児	支給認定 申請書	部	部	部	部
	支給認定申請 のお知らせ	部			

●集計表（区へ提出） ※下表を記入してください。

	2歳・満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在園児①	0部	部	部	部	部
平成27年度 新入園園児②	部	部	部	部	部
合計園児数（①+②）	部	部	部	部	部

【備考】連絡事項があればご記入ください。

(保育園と併願し、2号認定を申請するため未提出の方等)